

# 負傷や疾病が労災と認定される条件は？

腰痛の場合

前号で取り上げた上肢の場合と同様、業務が有力な原因であることが明らかなものは、腰痛も労災として認定されます。

この認定基準では腰痛を①災害性の原因によるものと②災害性の原因によらないものとの二つに分類しています。  
(昭51・10・16日基発第750号)

大型の冷蔵庫を2人でトラックに積み込む際、相手が手を滑らせて、私は冷蔵庫を1人で支えるような形となり腰を痛めてしまい、現在治療していますが、このような災害は業務上の災害と認定されますか？

ライン作業で同一場所に座って部品を組み立てている従業員（勤続5年）が、腰痛になり、1か月ほど入院することになりましたが労災になりますか？

## 災害性腰痛



業務中に起きた負傷と認められる腰痛ですが、一般にいう負傷だけではなく、明らかな負傷はないが突発的なできごとで腰部の内部組織（特に筋、筋膜、靭帯等の軟部組織）の損傷を引き起こすに足る程度の、急激な力の作用が業務中に生じた場合も含まれています。



## 非災害性腰痛

- (1) 比較的短期間（おおむね3ヶ月～数年以内）腰部に過度の負担のかかる業務に従事する労働者に発症した腰痛
- (2) 重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当期間（おおむね10年以上）に亘って継続して従事する労働者に発症した慢性的な腰痛



- ① 重量物の運搬作業中に転倒
- ② 重量物を2人がかりで運搬する最中に事故的な事由により瞬時に重量が腰部に負荷された場合
- ③ 事故的な事由はないが、予想に反して著しく重かったり、軽かったりしたときや、取り扱いに不適當な姿勢をとったときに脊柱を支持するための力が腰部に異常に作用した場合

- ① おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務 **例** 港湾荷役
- ② 腰部にとって極めて不自然ないしは非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務 **例** 配電工による柱上作業
- ①②**例** 重症心身障害児施設の職員 大工・左官
- ③ 長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を持続して行う業務 **例** 長距離トラックの運転
- ④ 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務 **例** 車両系建設機械の運転

医学上療養を必要とする  
ことも要件になります

## ポイント

腰痛を起こす負傷又は疾病は多種多様です。そのため労災認定の為の現地調査が労働基準監督署により行われるケースも稀ではありません。労災認定はどんな場合でも最初の医師の診断、職場の同僚または直接の上司の「現認書」が大変に重要視されます。経過と現状（会社の仕事の詳しい実態、本人の勤続と腰痛発生までの勤務実態、発生時の詳しい働き方と腰痛の現状）をキチンと整理しておくことが大切です。

腰痛予防や再発防止の取り組みも大切です。